

新潟市立南万代小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年3月10日策定

平成29年6月30日改定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、「いじめはどの学校・学級、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に全教職員で取り組む。

2 いじめを未然に防止するための取組

～いじめを生まない土壌づくり～

○ すべての教育活動を通して、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という強い認識を育てる。

(1) 学級経営の充実

- ・学習規律の徹底（「南万の学習スキルブック」に基づく）
- ・学級集団づくり（話し合い活動の設定、グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング等の活用）

(2) わかる授業・できる授業づくり

- ・児童一人一人が分かった、できた実感できる授業実践に努める。
- ・お互いの意見や考えを認め合う温かい雰囲気づくりに努める。

(3) 道徳教育の充実

- ・児童の自己肯定感を高める授業実践に努める。
- ・人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 相談体制の整備

- ・学級担任がQ-U検査の結果考察と対応策を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・心に関するアンケートを実施後、学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(5) 縦割り班活動の実施

- ・縦割り班活動を通して、相手の気持ちを考えて行動したり、仲間と協力することの大切さを感じさせたりして、人とかかわる力を身に付けさせる。

(6) 情報モラル教育の実施

- ・ゲーム機やインターネットに関する使用状況等の調査を行い、現状把握に努めるとともに児童にモラル教育を行う。

- (7) 社会体験，自然体験，交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動を設定する。
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な体験活動を設定する。
- (8) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ・保育園や幼稚園，中学校と情報交換や交流学习を行う。
- (9) 保護者や地域の方への働き掛け
 - ・授業参観や生徒指導だより，学校・学年だより等による広報活動を通して，いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - ・個人懇談会や電話・家庭訪問等で，児童の様子について情報を共有しておく。
 - ・PTAの会議や保護者会等において，いじめの実態や指導方針等の情報を提供し，意見交換する場を設定する。

3 いじめを早期に発見するための取組

～小さな変化に対する敏感な気付き～

- (1) 日々の観察
 - ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることに心掛け，児童の様子に目を配る。
 - ・日記や連絡帳等を活用して，担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り，信頼関係を構築する。
- (2) Q-Uや心に関するアンケート調査の実施
 - ・調査は，いじめ発見の手だての一つであると認識した上で実施する。
 - Q-U調査（6月・12月）
 - 仲間とのかかわりアンケート（7月・10月・2月）
- (3) 教育相談の実施
 - ・日頃から教職員が積極的に声掛けしていくようにし，児童が気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・定期的な教育相談期間を設定して，全児童を対象とした教育相談を実施する。
 - ・スクールカウンセラーや生徒指導カウンセラーとの相談ができる環境を整える。

4 いじめへの対処

～問題を軽視せず，迅速かつ組織的に対応～

いじめを認知したら，特定の教職員で抱え込むことなく，速やかに組織で対応する。その際，いじめを認知した教職員から，例えば学年主任や生活指導主任を経て管理職に確実に報告が上がるようにする。そして，「校内いじめ対応ミーティング」を開催し，解決に向けた手順と方針を決定し，共通理解を図るとともに，多方面から情報を収集，整理し，全体像を把握する。

- (1) 事実確認
 - ・いじめを受けた児童に対して丁寧な聴き取りを行い，事実関係を明確にする。また，児童の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに，「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
 - ・事実関係を明らかにするために，いじめを受けた児童に加えていじめを行った児童への聞き取りも複数の教職員で丁寧に行う。必要に応じて周辺の児童にも聴き取りを行う。

(2) 保護者への連絡

- ・いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者に対して適切に事実を伝える。

(3) 児童への指導・支援

- ・いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめを行った児童に対しては、謝罪を急ぐあまり児童の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自己決定させるとともに本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童に対して、いじているのと同様であるという指導を行う。

(4) 記録の保管

- ・いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、児童への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。

(5) 解消経過観察

- ・いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、いじめを受けた児童の心の不安が完全に払拭された状態であると捉える。それにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の児童への継続的な指導や支援、見守りを続ける。
*再発についての心配がないとする期間は3ヶ月とする。

5 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

① 設置目的及び構成

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

【構成員】管理職、生活指導主任、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の学級担任・学年主任・その他事案に関係する教職員

② 組織の役割

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に以下のことを行う。

- ・いじめの状況を組織として共有する。
- ・いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・児童への指導を行う。

- * いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打ち合わせ等の機会を利用して全ての教職員が共有するようにし、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

(2) いじめ対策委員会

① 設置目的及び構成

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して組織的、実効的に取り組むことを目的とする。

【校内構成員】（学校職員のみ）

＜企画・立案，アンケート結果の検証，見届け，軽微な問題への対応＞
校長，教頭，教務主任，生活指導主任，養護教諭，該当担任及び学年主任

【校外構成員】（外部の専門的な分野のメンバーも加わる）

＜地域や家庭環境が要因として絡む問題，より深刻な問題，重大事態への対応＞
校内構成員に加えて
児童民生委員，（生徒指導）スクールカウンセラー，学校評議員 随時※
（※印は，医療関係者，警察関係者，弁護士等とし，市教育委員会と相談の上，
参加を要請する。）

② 組織の役割

ア いじめの予防について

- ・学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正
- ・いじめの相談，通報の窓口

イ いじめが発生した場合

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討

上記の役割を進めるために年に数回，開催することを基本とする。重大事態や重大事案が発生した場合は，緊急会議を開いて，情報を迅速に共有し，対応の方針や内容を決定するとともに，保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

（3）実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修，指導援助の方法等に関する職員研修を実施する。

6 教育委員会や関係機関等との連携

（1）いじめにより重大事態が発生した場合は，速やかに教育委員会に報告し，その後の調査の仕方等の対応を相談する。

重大事態とは，児童がいじめを受けたことにより，

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を被った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※）

※「相当の期間」は年間30日を目安とするが，日数だけでなく，個々の状況等を十分把握した上で判断する。

これは，児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

（2）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，所轄警察署と連携して対処する。また，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

いじめ情報についての報告・対応の流れ

